

# 幼児教育・保育の無償化

【公立・私立保育園、認定こども園（保育認定）、地域型保育在園者】

## ○ 無償化対象となる費用

- ・ 3歳（年少）から5歳（小学校就学前、年長）までの子どもの保育料

## ○ 無償化の対象とならない費用

- ・ 長時間保育使用料
- ・ 主食費（ごはん、パン）※
- ・ 副食費（おかず、おやつ、お茶代）※
- ・ 保護者会費等、園ごとに徴収している費用

※主食費及び副食費は、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは無料となります。

## ○ 手続き

- ・ 無償化のための手続きは必要ありません。

## ○ その他

- ・ 3歳から5歳までの子どもの**副食費**については、以下のとおり減免制度があります。対象者には、岡谷市からお知らせを送付します。

（1）100%減免（限度額4,500円）

①年収360万円未満相当（同一世帯員の住民税所得割額の合計が77,101円未満）の世帯の全ての子ども・・・【国制度】

②①以外の世帯で、同一世帯の第3子以降の子ども・・・【市制度】

（2）50%減免（限度額2,250円）

（1）①以外の世帯で、同一世帯の第2子の子ども・・・【市制度】

お問合せ：岡谷市役所健康福祉部子ども課保育担当

TEL：0266-23-4811（内線1261、1262）

FAX：0266-24-2755